国立研究開発法人日本医療研究開発機構　殿

誓　　約　　書

　□□□□（以下「再委託先」という）は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「甲」という）から研究開発の委託を受けた者（本誓約書の締結日が属する年度[[1]](#footnote-1)に甲から研究開発の委託を受けた者のうち、再委託先に再委託を行う者すべてを指す。以下総称して「乙」という）から、当該委託に係る研究開発の再委託を受けるにあたり、甲からの研究開発の委託及び乙からの再委託が公的資金を受けてのものであること、及び、以下の事項の内容を十分に理解し、もし再委託先が以下の事項に違反した場合には上記乙との再委託契約の解除、又は再委託先が取得した知的財産権の甲への移転もしくは返還等の責任追及を受ける可能性が存することを理解したうえで、以下の事項を遵守することを誓約する。

記

**第１条** 再委託先は、甲と乙との間で締結された「委託研究開発契約書」に基づき甲から研究開発の委託を受けた乙からの再委託に係る研究開発の成果として発明等[[2]](#footnote-2)を行ったときは、遅滞なく、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書により速やかに甲に報告するものとする。

**2** 再委託先は、再委託に係る研究開発の成果として行った発明等について知的財産権を取得した場合、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

**3** 再委託先は、再委託に係る研究開発の成果として行った発明等について知的財産権を取得した場合、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲及び再委託先間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び再委託先は、許諾の対価については、産業技術力強化法（平成１２年４月１９日法律第４４号）１６条の２の趣旨を尊重するものとする。

**4** 再委託先は、再委託に係る研究開発の成果として行った発明等について知的財産権を取得した場合、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

**ア** 再委託先が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

**イ** 再委託先が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52 号）に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

**ウ** 再委託先が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

**第2条** 再委託先は、再委託に係る研究開発の成果として行った発明等について知的財産権を取得した場合、次の各号の規定を遵守する。ただし、再委託先が知的財産権の持分の一部を取得し、再委託先と甲とで知的財産権の共同出願をする場合には、再委託先は、1号及び２号の報告義務を負わない。

**(1)** 再委託先は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。この際、再委託先は、本研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を甲に提出するものとする。

**(2)** 再委託先は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により、甲に通知するものとする。

**(3)** 再委託先は、第三者に対し、知的財産権又はその持分を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。

**(4)** 再委託先は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。

**(5)** 再委託先は、知的財産権又はその持分の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下、「知的財産権の移転等」という）を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知するものとする。

**(6)** 第3号及び第4号の規定にかかわらず、合併若しくは分割により移転する場合又は知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、再委託先は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。

**(7)** 再委託先は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第１条に定める遵守事項を遵守させるものとする。

**(8)** 再委託先は、知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により甲に通知するものとする。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究機関名：

代表者名：　　　　　　　　　　　　公印

※　誓約書は、同一の年度に再委託を受けた研究開発事業の全てについて機関として包括的に誓約する内容となっております。

知的財産担当者（ＡＭＥＤとの連絡窓口）の連絡先をご記入ください。

　所属・役職：

　氏名：

　電話：

　FAX：

　E-mail：

1. ４月１日に始まり３月末に終わる日本の会計年度をいう。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第２条第２項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。 [↑](#footnote-ref-2)